平成２９年（フ）第９４６号
東京都府中市分梅町１丁目８番地の33グランドソレイユ102
債務者　佐藤　樹里
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３８号
静岡県掛川市杉谷１丁目11番20号　グランドベル101
債務者　吉村　幸彦
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
静岡県磐田市岩井1907番地1593
債務者　安間友紀子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
栃木県佐野市犬伏上町2177番地８　オーランドコート１－110号室、前住所栃木県佐野市堀米町3827番地２
債務者　手塚　寿幸
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４１０号
静岡市駿河区小鹿１丁目68番50－201号、旧住所静岡市葵区瀬名７丁目１番１－304号
債務者　山梨　直大
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６８３号
東京都板橋区宮本町50－14－101、前住所東京都葛飾区堀切１丁目27－11　葛飾荘Ｂ－404
債務者　西　　智子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８２０号
横浜市青葉区寺家町471番地３　ハイツ金子202
債務者　手島　礎子（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０４号
横浜市中区扇町１丁目２番地　Ｇ－１ビル704号室
債務者　石引　知紀
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１５号
横浜市南区永田東２丁目35番23号　コスモエイト101
債務者　古川　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２１号
神奈川県藤沢市大庭5443番地の７　スプリングス湘南103
債務者　鈴木　英司
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４５号
横浜市南区浦舟町１丁目15番地　横浜南プラザ１－３Ｆ206
債務者　大橋　　實（通称名大橋実）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４９号
横浜市泉区和泉町1498番地３　サニーハウス入内嶋101（前住所）
債務者　本橋なずな
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６０号
横浜市栄区公田町740番地　11棟209号
債務者　橋本　康夫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５８号
福井県越前市北府３丁目14番６号
破産者　刀禰　孝則
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
鹿児島県垂水市海潟31番地２　市住海潟ＲＣ－15
破産者　坂口　利浩
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係